

山元町からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策関連情報

【令和2年8月5日】

問 総務課 ☎ 37-1111

これまで2回にわたり実施してきた町独自の支援策に加え、「新しい生活様式」の普及・定着とポストコロナ社会を見据えた、地域経済の活性化を中心とする支援策「第3弾」を実施いたします。

新たな事業のみならず、既存事業の内容も拡充しており、感染症対策と地域経済活動の両立を力強く進めていきます。

町民の皆さまにおかれましては、「うつらない、うつさない」を基本として、引き続き、「新しい生活様式」の実践と感染症予防に努めていただきますようお願いいたします。

1 生活関連支援情報

(1)地域経済回復支援商品券配布事業【新規】

家計の支援と地域経済の回復を目的に、町内の商店等で利用できる町民1人当たり5,000円分の期限付き商品券「**やまもと応援商品券**」を配布します。

対象者	令和2年8月1日現在で住民基本台帳に記録されている方
内容	町民1人当たり5,000円分の期限付き商品券を世帯毎に配布します。 なお、商品券の使用期間は令和2年10月～令和3年1月です。
手続き	手続きは必要ありません。 （商品券の発送は9月下旬～10月上旬を予定）
担当課	商工観光交流課 商工振興班 ☎ 36-9837

(2)新生児特別定額給付金事業【新規】

町民1人当たり10万円を支給した特別定額給付金の対象とならない、4月28日以降に生まれたお子さんを持つ保護者を対象に支援金を支給します。

対象者	令和2年4月28日～令和3年3月31日に出生した新生児の保護者
内容	新生児1人当たり10万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 対象となる新生児の保護者には、町からお知らせします。
担当課	子育て定住推進課 子育て支援班 ☎ 36-9835

(3)在宅障害児支援事業【新規】

新型コロナウイルス感染症の影響で学校等が休業となり、障害児を家庭で見ることによって負担が増加した保護者に支援金を支給します。

対象者	対象児童が学校等に在学し、特別児童扶養手当を受給している保護者
内容	対象児童1人当たり5万円を支給します。
手続き	手続きは必要ありません。 特別児童扶養手当の振り込みに用いる指定口座に8月中に振り込みます。
担当課	保健福祉課 福祉班 ☎ 37-1113

2 事業者関連支援情報

(1)医療・福祉施設等運営継続支援事業【新規】

医療施設や福祉施設などが新型コロナウイルス感染症対策のさらなる充実を図り、今後も医療サービスなどを継続して提供できるように支援します。

対象施設	医療施設、福祉施設など
内容	医療施設などは1経営体当たり30万円(病床がある場合加算)を支給します。 福祉施設は1経営体当たり5万円～10万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 対象施設には、町からお知らせします。
担当課	保健福祉課 健康推進班 ☎37-1113

(2)観光いちご農園次期作円滑化支援事業【新規】

交流人口の確保等に貢献度が高い、町内の観光いちご農園に対する作付け支援を実施し、円滑な事業運営を支援します。

対象者	町内で観光いちご農園を営む個人または法人
内容	種苗代や肥料代、農業薬剤代など次期作付けに要する経費の支援として、 支援対象面積10㎡当たり30万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 対象者には、町からお知らせします。
担当課	農林水産課 政策推進班 ☎37-1119

(3)農林水産業持続化支援事業【拡充】

出荷規制や販売単価の大幅な下落によって、特に大きな影響を受けている漁業者を支援し、水産業の下支えと再起をより一層促します。

対象者	町内に住所を有し、町内で漁業を営む方 ※令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が20万円以上減少した月があること
内容	ひと月の事業収入(売り上げ)が前年同月比で、 ・50万円以上減少した事業者に最大30万円を支給します。 ・20万円以上減少した上記以外の事業者に最大20万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご確認ください。 <u>なお、すでに拡充前の10万円の支援金を受けている方は、差額を支給しますので申請は必要ありません。</u> 【申請期限】令和3年2月28日(日)
担当課	農林水産課 政策推進班 ☎37-1119

(4)地域産業持続化支援事業【拡充】

売り上げが減少している中小事業者や個人経営者への支援を拡充し、事業の継続と経営の安定化を図ります。

対象者	町内で事業を営む中小事業者または個人経営者 ※令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が20万円以上減少した月があること
内容	ひと月の事業収入(売り上げ)が前年同月比で、 ・50万円以上減少した事業者に最大30万円を支給します。 ・20万円以上減少した上記以外の事業者に最大20万円を支給します。
手続き	申請が必要です。 詳しくは、担当課にお問い合わせいただくか、町のホームページをご確認ください。 <u>なお、すでに拡充前の10万円の支援金を受けている方は、差額を支給しますので申請は必要ありません。</u> 【申請期限】令和3年2月28日(日)
担当課	商工観光交流課 商工振興班 ☎36-9837

3 公共施設等関連情報

公共施設等において「新しい生活様式」を取り入れた感染症対策を実施し、安全・安心の確保に努めます。特に文部科学省推進の「GIGAスクール構想」を踏まえた、小・中学校におけるICT環境の整備を加速させるため、年次計画で予定していた事業について一括前倒しして取り組みます。

施設名等	事業内容
小・中学校	小・中学校 ICT 環境整備事業【拡充】 児童・生徒全員にタブレット端末を導入します（1人1台）。また、インターネット環境が整っていない家庭に貸与するモバイルWi-Fi ルーターなどを導入します。【担当課 教育総務課 総務班 ☎37-5115】
	学校保健特別対策事業【拡充】 感染症対策と学習活動の両立を図るため、消毒液をはじめとする保健衛生用品や機器などを購入・整備し、小・中学校における感染症対策を強化します。【担当課 教育総務課 総務班 ☎37-5115】
保育所 ・ 児童クラブ等	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業【拡充】 感染症対策を強化するため、各施設の清掃と消毒を強化し、また、おもちや用殺菌庫やサーマルカメラなどの感染防止用品を整備します。 【担当課 子育て定住推進課 子育て支援班 ☎36-9835】
指定避難所 （10施設）	指定避難所ネットワーク構築事業【新規】 避難所開設時において、災害対策本部と各指定避難所間で避難者情報などを迅速かつ適切に把握・共有するため、タブレット端末を導入します。 【担当課 総務課 危機管理班 ☎37-1111】
指定避難所 （7施設） ・ 各行政区 集会所等 （24施設）	避難所資機材配備事業【拡充】 指定避難所と自主防災会等において指定する一時的な避難所（行政区の集会所など）に換気機器を配備して換気効率を上げ、感染症のまん延を防止します。また、行政区の集会所などに患者等隔離用のパーテーションなどを備蓄します。【担当課 総務課 危機管理班 ☎37-1111】
防災拠点・ 山下地域交 流センター	「新しい生活様式」等情報発信事業【新規】 施設内の「防災情報コーナー」に国のガイドライン等を反映した防災情報パネルを設置し、「新しい生活様式」に即した避難判断などの啓発を図ります。【担当課 総務課 危機管理班 ☎37-1111】
震災遺構 中浜小学校	防災教育活動振興事業【拡充】 コロナ禍においても防災教育活動を停滞させず、着実に進めていくため「震災遺構中浜小学校」を活用したワークブックを作成し、来館した小学校高学年と中・高校生に配布します。また、町内の主要道路などに案内誘導看板を設置し、防災学習を含めた観光の推進を図ります。 【担当課 生涯学習課 施設計画班 ☎36-8948】
投票所等	投票所感染症対策事業【新規】 投票所や開票所で使用する飛沫感染防止アクリル板やフェイスシールドなどを購入し、対象施設の環境整備を図ります。 【担当課 選挙管理委員会事務局 ☎37-1111】

町民の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力ください～

1 慎重な「判断」と「行動」に努めましょう

- (1) 酒席を伴う飲食店を利用する場合は3密を避け、大皿料理の共有や飲み物の回し飲みを控えるなど「新しい生活様式」を強く意識して行動しましょう。
- (2) 事業者の皆さまは、業種別ガイドラインの内容を確実に実践し、利用客や従業員に対する感染防止についても周知を徹底しましょう。なお、飲食店事業者の皆さまは、下記に示す『新型コロナ対策実施中ポスター』を取得し、店舗などの目立つところに掲示するなど、感染防止対策に積極的に取り組みましょう。
- (3) 県外に移動する際には、移動先の感染状況に注意し、どのような場所で患者が発生しているか、クラスターの発生の有無などについて情報を収集し、慎重な行動を取るようお願いいたします。
- (4) 「Go To トラベル」が実施される中、都市部だけではなく、全国への感染拡大が懸念されています。観光などのお出かけは、まずは近場に行きましょう。
- (5) 手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保、3密の回避をはじめとした「新しい生活様式」や接触確認アプリ「COCOA」の登録など、一層の感染症予防にご協力願います。

2 お盆の帰省にあたって

- (1) 都市部をはじめ、感染拡大地域からのご家族などの帰省は、できるだけ控えていただきますようお願いいたします。なお、帰省される場合は健康観察と行動履歴の確認に努め、マスクの着用や3密の回避など感染予防も徹底してください。
- (2) 全国で感染拡大が懸念されており、感染状況は日々変わります。国や都道府県が発表する感染情報の収集・把握に努めるなど、慎重な行動をお願いいたします。

宮城県では『新型コロナ対策実施中ポスター』を発行中！ 飲食店事業者の皆さまは、ぜひご活用ください

宮城県では、飲食店事業者（居酒屋、レストラン、食堂、カラオケ、バー、クラブ等）を対象に、業種毎に定められたガイドラインに従い、感染防止対策に取り組んでいる店舗であることを示す『新型コロナ対策実施中ポスター』を発行しています。

利用促進と感染拡大防止のため、この取り組みにご協力ください。

問 環境生活部食と暮らしの安全推進課

☎022-211-2643



▲ポスターイメージ。
大きさ、色は実際と異なります。詳細は、県のホームページをご確認ください